

役員の報酬に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号及び公益社団法人日本ジャーナリスト協会（以下、「協会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、会長、理事、及び監事（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
役員等の報酬を別表の範囲内の金額で理事会の決議を経て決定する。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が理事長・代表よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(報酬の支払日)

第5条 役員等の報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日（その日が 24 日となる場合で、かつ休日にあたるときは 26 日）に支給する。

(その他の手当)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用は、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人に認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

改定後の規程は、平成 28 年 4 月 2 日より施行する。(平成 28 年 4 月 2 日社員総会議決)

別表を改定し、令和 2 年 4 月 2 日より施行する。(令和 2 年 4 月 2 日社員総会議決)

別表 役員等の報酬

役員等の報酬を次の通りに定める。なお、下記報酬額については社員総会の決議を得て変更することができる。

常勤役員 月額 600,000 円以内

非常勤役員

理事長 日額 20,000 円以内 (改定前 30,000 円)

代 表 日額 20,000 円以内 (改定前 30,000 円)

副代表 日額 15,000 円以内 (改定前 25,000 円)

理 事 日額 10,000 円以内 (改定前 20,000 円)

監 事 日額 10,000 円以内 (改定前 20,000 円)

以上